

県で行っている中小企業向けの融資制度は

中小企業の企業活動の安定化や成長・発展を支援するために、金融機関を通じて低利の資金を融通する制度と県や県の外郭団体が中小企業に直接融資（貸与）する資金制度があります。企業のニーズにあった資金（貸与）を用意しております。

基本的なメニュー

○金融機関を通じないで貸付ける制度

- ・県が直接貸付ける制度
中小企業高度化資金
- ・みやぎ産業振興機構が貸付ける制度
小規模企業者等設備導入資金、小規模企業者等設備貸与制度

○金融機関を通じて貸付ける制度

経営安定資金、産業振興資金、環境安全管理対策資金、小口事業資金（規模事業者対象）など

中小企業者とは

基本的には右表の資本金か従業員のうち、いずれか一方が適合していれば対象となります（事業協同組合等も対象になりますし、他にも対象となる中小企業があります。）。

業種	資本金	従業員
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
製造業等(運送・建設業含む)	3億円以下	300人以下

小規模事業者とは

従業員20人（商業・サービス業は5人）以下の事業者

融資対象業種

農林漁業や風俗営業飲食業など一部を除いてほとんどの業種が対象となっております。

許認可

行政庁の許認可等を必要とする事業を営む方は、その許認可等を受けていることが必要です。

資金使途

事業活動に必要とする運転資金または設備資金です（中小企業高度化資金、小規模企業者等設備導入資金、小規模企業者等設備貸与制度は設備資金のみ対象となります。）。したがって、生活費や住宅建築資金等は対象となりません。

県の制度融資全般については、商工経営支援課ホームページをご覧ください。
<http://www.pref.miyagi.jp/syokeisi/>

***** お問い合わせ・相談窓口 *****

宮城県経済商工観光部 商工経営支援課 商工金融第一班 syokeisikin1@pref.miyagi.jp
商工金融第二班 syokeisikin2@pref.miyagi.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁14階 TEL 022-211-2744・2745

新株・社債等の引受

ベンチャー企業や中小企業の自己資本の充実強化を支援するため、公益財団法人みやぎ産業振興機構が社債の引き受けを行っています。

○公益財団法人みやぎ産業振興機構による社債引受(企業振興投資育成事業)

対象：経営状態が堅実で発展性が期待できる県内の中小企業（株式会社）が発行する社債（少数私募債）の一部を引受けます。

※一企業あたり20,000千円以内、期間は6年以内。

お問い合わせは、(財)みやぎ産業振興機構 金融支援課まで

***** お問い合わせ・相談窓口 *****

公益財団法人みやぎ産業振興機構 金融支援課

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14-2 宮城県商工振興センター3階
TEL 022-225-6636（代表） e-mail : gyomu@joho-miyagi.or.jp

中小企業投資育成株式会社法に基づき設立された投資育成会社では、中小企業の株式、社債の引き受け等を行っています。

○中小企業投資育成株式会社による投資

対象：資本金の額が3億円以下の株式会社または資本金の額が3億円以下の株式会社を設立しようとする方（資本金の額が3億円を超える場合についても法律に基づき特例あり）

投資方法：株式会社の設立に際して発行される株式の引受
増資に際して発行される株式の引受
新株予約権の引受
新株予約権付社債の引受

お問い合わせは、東京中小企業投資育成株式会社まで

***** お問い合わせ・相談窓口 *****

東京中小企業投資育成株式会社

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷3-29-22 投資育成ビル
TEL 03-5469-1811（代表） FAX 03-5469-5875 e-mail : toshi@sbic.co.jp
URL <http://sbic.co.jp>

金融機関を通じて貸付ける制度

金融機関を通じて融資を受ける制度の基本的な内容です。

○取扱金融機関

都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合及び商工組合中央金庫の宮城県内にある本店・支店で利用できます。一部資金については取扱金融機関が異なるものがあります。

○信用保証

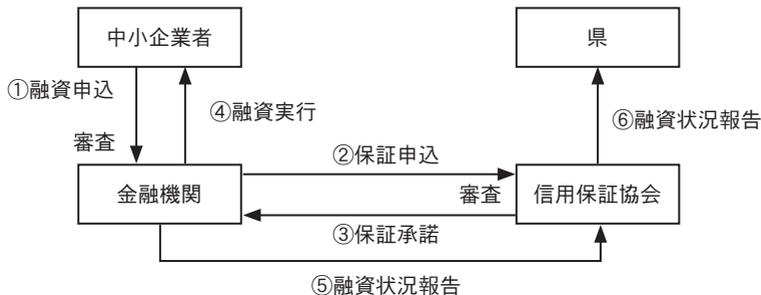
県の制度融資は、基本的に宮城県信用保証協会の保証付きを条件にしています。このため、金利とは別に信用保証料（年：1.59%以内）を負担していただくことになります。また、一部資金については異なる扱いをしているものがあります。

○担保・保証人

ほとんどの資金メニューについて、金融機関及び信用保証協会所定としておりますが、基本的には法人代表者以外保証人不要で、担保は必要に応じて求められております。

○手続きのフロー図（例：経営安定資金・一般資金）

資金によって手続きが若干異なります。市町村の認定等を必要とする場合や商工会等の指導が必要な場合などです。



○ Q & A

Q 1 借入が複数あるので一本化したいのですが、利用できる制度はありますか。

A 原則として、県の制度融資は経営改善や経営安定のために事業遂行上新たに必要な資金を融資するもので、借換は認めていません。

ただし、宮城県中小企業経営安定資金等の信用保証付き融資の借換制度を設けています。詳しくはお問い合わせください。

Q 2 県の制度融資では、貸付限度額の範囲内であれば、申し込んだ金額が必ず借りられるのですか。

A 県の制度融資は金融機関の協力を得て、県の預託金に金融機関が協調することによって成り立っている制度です。金融機関は申込みのあった案件ごとに審査したうえで、県の定めた融資条件により融資を行います。円滑に融資が実行できるよう、基本的に信用保証協会の保証を付すことにしています。

このような制度の仕組上、融資を申し込まれた方については、信用力等を金融機関と信用保証協会が独自に審査しますので、希望される金額の融資をうけられない場合があります。

信用保証について

○信用保証協会とは

中小企業者が金融機関から事業に必要な資金の融資を受ける際に、その借入金等の債務を保証することにより、金融機関からの借入れを容易にする機関です。この保証活動を通じて、中小企業者の育成・発展を図り、ひいては日本経済の安定成長をめざすために、信用保証協会法に基づき設立された公的保証機関です。

○信用保証のしくみ

1. 保証申し込みは、金融機関を通じて申し込んでください。お取引金融機関がない方は、直接、信用保証協会に申し込む方法もあります。
2. 信用保証協会は、企業の事業内容や経営計画などを検討し、保証の諾否を決め、金融機関に連絡します。
3. 保証承諾の通知を受けた金融機関は資金を融資します。この時、金利とは別に定められた信用保証料を負担していただきます。
4. 融資を受けられた時の条件によって、借入金を金融機関に返済してください。
5. 万一、何らかの事情で借入金を返済できなくなった場合は、信用保証協会が中小企業者に代わって、金融機関へ借入金を返済します。
6. その後、中小企業者と保証協会が相談しながら、信用保証協会に借入金を返済していただきます。

○信用保証料

信用保証料は、保証の金額、期間、返済方法などにより一定の方法で計算し、貸付けが実行される時に納付していただくものです。保証料率は、中小企業者の信用リスクに応じて0.45%～1.90%となります。ただし、担保の提供がある場合や中小企業会計に準拠した計算書類を作成している場合については、それぞれ0.10%、また、ISO等の認証を取得している場合については、さらに0.01%を割引いた料率が適用されます。

県の制度融資の場合は、0.45%～1.59%を原則とし、有担保や中小企業会計、ISO等の認証取得、子育て支援経営による割引料率の適用もあります。

○信用保証協会利用のメリット

- 1 公共的機関である信用保証協会が債務保証するため、金融機関からの借入れが容易になり、借入枠も拡大されます。
- 2 長期的展望に立った事業資金の確保ができますので、企業の体質強化や資金繰りの安定につながります。
- 3 信用保証協会に直接担保を入れると登録免許税が軽減され、また、いずれの金融機関からの借入れでもその担保は有効に利用できます。
- 4 資金使途に応じた各種制度保証のご利用により、長期に、低利な資金が導入できます。

***** お問い合わせ・相談窓口 *****

宮城県信用保証協会

〒980-0014	仙台市青葉区本町二丁目16-12	仙台商工会議所5・6階	TEL 022-225-6491
仙台北店	仙台市青葉区本町二丁目16-12	022-225-6421	
仙台東支店	仙台市若林区卸町二丁目9-5	022-783-9021	
白石支店	白石市中町11	0224-25-2135	
大崎支店	大崎市古川東町5-46	0229-22-0722	
石巻支店	石巻市穀町16-1	0225-22-4178	
気仙沼支店	気仙沼市八日町二丁目1-11	0226-22-1972	

中小企業の経営を安定させるための資金

金融機関を通じて、県内に事業所、事務所、店舗等を有し、県内で事業を営む中小企業者を対象として融資する制度です。

資金によっては、融資限度額が他の資金との合算で決定されます。詳しくは、お問い合わせください。

○経営安定資金

利率は平成23年4月1日現在

資金名		融資対象者	融資限度額	利率(固定)	償還(据置)期間
一般資金	一般枠	次のいずれかの中小企業者等 ①経営基盤、経営体質の改善を必要とするもの ②経営変動等外部要因により経営が不安定化しているもの	一企業 8,000万円	1年以内 2.00% 1年超 2.40%	運転 7年以内 (1年以内) 設備 10年以内 (1年以内)
	経営改善対策枠	既往の宮城県中小企業経営安定資金等による借入金を、資金繰り円滑化借換保証制度を適用して旧債返済を行うことにより、企業の再建及び持続的発展が見込まれる中小企業者等			
経営緊急支援資金	一般枠	経済的環境の変化により一時的に売上の減少等業況の悪化をきたしているが、中長期的には、その業況が回復し発展することが見込まれる中小企業者等(商工会議所、商工会又は商工会連合会の推薦)	一企業 5,000万円	2.10%	運転・設備 10年以内 (2年以内)
	倒産防止枠	倒産企業に対して債権を有している等資金を必要とし、借入れによって関連倒産の防止が図られる見込みのある中小企業(知事の認定)	一企業 8,000万円		運転 10年以内 (2年以内)
セーフティネット資金	一般枠	中小企業信用保険法第2条第4項各号に該当する特定中小企業者で、市町村長の認定を受けた中小企業者等	一企業 8,000万円	第1号～第6号該当 2.05%	運転・設備 10年以内 (2年以内)
	経営改善対策枠	中小企業信用保険法第2条第4項各号に該当する特定中小企業者で、市町村長の認定を受けた中小企業者等のうち、資金繰り円滑化借換保証制度を利用して既往の宮城県制度融資資金の借換を行う中小企業者等		第7号、第8号該当 2.10%	
流動資産担保資金	資産活用金	取引先事業者に対する売掛債権を自らが保有している、又は棚卸資産を有する中小企業者等(棚卸資産を担保とする場合は法人に限る)	一企業 8,000万円	1.95%	運転 1年以内

事業資金確保のために

企業活動の成長・発展を支援するための資金

金融機関を通じて、企業活動の成長・発展を支援するための資金を融資する制度です。

○産業振興資金

利率は平成23年4月1日現在

資金名	融資対象者	融資限度額	利率(固定)	償還(据置)期間
富県宮城資金	立地サポート枠 新たに本県に立地しようとする中小企業者に対して実施される企業立地奨励金の交付を受けた日以降2年を経過していないもの、又は宮城県企業立地資金の融資を受けた日以降3年を経過していないもの(知事の認定)	一企業等 8,000万円	2.00%	運転: 10年以内 (2年以内)
	チャレンジ枠 ①自動車産業、高度電子機械産業に関連する事業、並びに食品製造業関連産業又は木材関連産業に属する事業を引き続き1年以上営むもので、既存事業の取引拡大を図るもの(知事の認定) ②上記①に該当しない事業を引き続き1年以上営むもので、新たに①に該当する事業への参入を図るもの、又は参入して1年を経過していないもの(知事の認定)	一企業等 1億円 うち、運転資金 3,000万円		運転: 5年以内 (1年以内) 設備: 12年以内 (2年以内)
新技術・新事業資金	新技術又は新製品の事業化を図るため資金を必要とする中小企業者等(知事の認定)	一企業 8,000万円 うち、運転資金 4,000万円	2.00%	運転: 7年以内 (2年以内) 設備: 10年以内 (2年以内)
地場産業振興資金	知事の指定する地場産業振興業種に属する事業を営み、新製品・新技術の開発、需要の開拓、原材料の確保、人材育成などの経営の合理化・近代化を図る企業(市町村長の推薦)	一企業等 3,000万円	2.10%	運転: 5年以内 (1年以内) 設備: 7年以内 (1年以内)
新分野進出資金	日本標準産業分類の小分類の異なる業種に進出しようとする中小企業者等で、次の要件を満たすもの。(知事の認定) ①直近決算において債務超過でないこと ②1年以内に経営形態の変更及び増資をしていないこと ③新事業分野に進出し経営の再構築を図るための事業計画を策定していること ④県による中小企業診断で新分野進出計画の有効性が認められること	一企業等 8,000万円 うち、運転資金 3,000万円	2.10%	運転: 7年以内 (2年以内) 設備: 10年以内 (2年以内)
地域資源活用資金	中小企業地域資源活用促進法による地域産業資源活用事業計画の認定、並びに農工商等連携促進法による農工商等連携事業計画又は農工商等連携支援事業計画の認定を受けた中小企業者等	一企業等 8,000万円	2.00%	運転: 7年以内 (2年以内) 設備: 10年以内 (2年以内)

※この他、新規創業者を対象とした創業育成資金(P75参照)があります。

小規模事業者への融資制度は

金融機関を通じて貸付ける融資制度に属する資金です。常用従業員20人(商業・サービス業は5人)以下の小規模事業者が利用できる制度で事業上必要とする資金の融通を円滑にすることを目的としています。

利率は平成23年4月1日現在

資金名	融資対象者	融資限度額	利率	償還(据置)期間
小口事業資金	従業員20人(商業・サービス業は5人)以下の小規模事業者(商工会議所又は商工会が経営指導し斡旋する方法と直接金融機関に申し込む方法あり)	一事業者 運転・設備 合わせて 1,250万円	1年以内 1.95% 1年超 2.35%	運転・設備 7年以内 (6か月以内)

○お知らせとご注意

最近3か月以内に商工会議所又は商工会の経営指導員の指導を受け、かつ、商工会所又は商工会の斡旋を受ける方法と直接金融機関に申し込む方法があります。

商工会議所、商工会が経営指導し、あっせんを受けた事業者は金利を優遇いたします。

特別小口保証を利用する場合は、無担保・無保証人で融資を受けられますが、他信用保証付きの融資制度と併用はできませんので注意願います。

○その他の無担保・無保証人融資

日本政策金融公庫国民生活事業のマル経融資(経営改善貸付)

融資対象者	常時使用する従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)の方で、商工会議所会頭、商工会会長又は宮城県商工会連合会会長の推薦を受けた方		
資金使途	運転資金	設備資金	
貸付限度額	1,500万円以内		
貸付期間 (据置期間)	運転資金7年以内 (据置1年以内)	設備資金10年以内 (据置2年以内)	
利率	1.85% (平成23年8月10日現在) 設備資金については、ご融資日から2年間、定める利率から年0.5%引下げとなります。		

信用保証協会の特別小口保証もあります。詳しくは商工会議所又は商工会にお問い合わせください。

創業を支援するための資金

金融機関を通じて行う融資制度とみやぎ産業振興機構が融資する制度の両制度が利用可能です。

○金融機関を通じて行う融資制度

創業育成資金

融資対象者	事業を営んでいない個人が ①借入金と同額以上の自己資金を有し、1か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの ②借入金と同額以上の自己資金を有し、2か月以内に新たに会社を設立し事業を開始する具体的計画を有するもの ③事業を開始した日以後3年を経過していないもの ④会社を設立した日以後3年を経過していないもの 他
資金使途	運転資金及び設備資金
貸付限度額	一企業 2,500万円(平成24年3月末まで) 融資対象者の①及び②において、融資金額が1,000万円を超える場合は、自己資金額を融資限度額とする。
貸付期間	運転 10年以内(2年以内) 設備 10年以内(2年以内)
利率	2.05% (平成23年4月1日現在)

※ そのほかの県の創業者向けの支援資金として、小規模企業者等設備導入資金(貸付主:みやぎ産業振興機構)(P12参照)があります。

○Q & A

- Q 新規に事業を起こしたいのですが、利用できる制度はありますか。
A 県の融資制度としては、上記の創業育成資金があります。
また、日本政策金融公庫国民生活事業でも有利な融資制度があります。

環境問題や公害対策での長期・低利資金

金融機関を通じて行う融資制度とみやぎ産業振興機構が融資する制度の両制度があります。

○金融機関を通じて貸付ける制度

利率は平成23年4月1日現在

資金名	融資対象者	融資限度額	利率	償還(据置)期間
環境安全管理対策資金	①公害防止のための施設整備及び移転、地盤沈下による被害施設の復旧・修理、地球環境の保全対策等を行う中小企業者等で、知事の認定を受けたもの ②ISO14001、ISO9000シリーズの認証又はHACCP方式を導入要件とした総合衛生管理製造過程の承認を取得しようとする中小企業者等	①一企業 5,000万円 ②一企業 5,000万円 うち、 運転資金 1,000万円	①2.30% ②2.10%	①設備 7年以内 (1年以内) 土地等10年以内 (1年以内) ②運転 7年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内) 土地等10年以内 (1年以内)

○みやぎ産業振興機構が貸付ける制度

資金名	融資対象者	融資限度額	利率	償還(据置)期間
小規模設備導入資金等	常用従業員が20人(商業・サービス業は5人)以下(特認を受けることができる場合には50人以下。)の小規模企業で、以下の要件を満たすもの。 ・創業や経営基盤の強化に必要な設備を導入しようとしている ・原則青色申告を行っている ・事業税の滞納がない ・関係法令に違反していない	原則 50万円以上 4,000万円以下(全体事業費の2分の1以下)	無利子	7年以内 (据置1年以内) 公害防止施設の場合は12年以内

○Q & A

- Q 1** 保健所の指導で、汚水処理施設を設置する必要があり資金が必要なのですが、利用できる制度がありますか。
- A** 公害防止のための施設を設置しようとする方は、県の「環境安全管理対策資金」の利用が考えられ、企業規模によっては小規模企業者等設備導入資金も利用可能と思われます。融資申し込みには、保健所等、所轄行政庁の認定が必要となりますので、詳しくは、県商工経営支援課又は指導を受けた保健所にお問い合わせください。
- Q 2** ISO14001シリーズの認証取得をめざしていますが、資金を借りるために面倒な手続きが必要ですか。
- A** 面倒な手続きは必要ありません。「金融機関を通じて貸付ける制度」(P70参照)のフロー図をご覧ください。まずは、お近くの金融機関へご相談ください。

観光事業を営む事業者への融資制度

ホテル、旅館をはじめとした観光施設などの整備資金を融資します。

○金融機関を通じて貸し付ける融資制度

1 宮城県観光施設整備資金融資制度（通常枠）

融資対象者	融資限度額	利率	償還期間(据置期間)
県内に住所を有し観光事業を 経営する者	総事業費の70%以内 で5000万円以内	2.4% 以内	7年以内(1年以内)

主な融資対象事業

宿泊施設（ホテル、旅館、簡易宿所）、運輸施設（観光用索道、観光利用のための駐車場、遊覧船のための棧橋、遊覧用船舶）、休憩施設（休憩所、土産販売所、観光客のための食堂）、保健保養施設（遊園施設、運動施設、魚釣り施設、温泉施設）、教養施設（博物展示施設）

申込期間

原則として毎年4月10日から7月10日まで

2 宮城県観光施設整備資金融資制度（震災復興再生支援枠）

融資対象者	融資限度額	利率	償還期間(据置期間)
平成20年岩手・宮城内陸地震 により温泉宿泊施設に被害を 受けた観光事業者	総事業費の70%以内 で1億円以内	2.4% 以内	10年以内(1年以内)

※平成22年4月1日から平成24年3月31日までに借り入れた資金について適用

※融資制度と併せて利子補給を実施（栗原市の利子補給に対して補助を実施）

***** お問い合わせ・相談窓口 *****

宮城県経済商工観光部観光課 観光企画班 e-mail: kankou@pref.miyagi.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1 宮城県庁14階 022-211-2823
及び各地方振興事務所（連絡先は、P98をご覧ください）